

国立がん研究センター研究開発費運営方針

平成26年	3月	1日	策定
平成28年	12月	14日	改定
平成30年	3月	12日	改定
令和1年	9月	30日	改定
令和5年	4月	1日	改定
令和8年	4月	1日	改定

1. 国立がん研究センター研究開発費の使命

国立がん研究センター研究開発費（以下、「研究開発費」という。）は、国から国立研究開発法人国立がん研究センター（以下、「センター」という。）に対して「運営費交付金」として交付されている資金である。運営費交付金は、本来は国が実施すべき事業のうち、センターに負託された業務を運営するために交付されるものであり、①研究開発費によるがん研究に加えて、②がん情報の収集及び提供、③がん医療の均てん化に資する人材育成などの業務を実施することをその目的としている。このことから運営費交付金による業務は、センターが自らの使命として行う我が国のがん医療政策とも言うべきものであり、研究開発費を用いたがん研究は、センターが我が国と一体となって行うべきものをその内容とするものである。

平成18年6月に制定、平成28年12月に改正された「がん対策基本法」では、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となっており、がんが国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状を踏まえ、「国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする」（第18条）とされている。すなわちがん対策の向上のためのがん研究は我が国として推進すべき重要事項の一つである。

上記に鑑み、研究開発費による研究は、国として取り組むがん対策の推進に資すべき研究としてこれを実施する。とくに（1）競争的研究費にはなじまない基盤的研究や調査研究、（2）幅広い臨床と研究の現場を有し、がんの高度先駆的医療研究機関及び革新的医療技術創出拠点としての特性・機能を活かした、中長期視点での臨床開発研究や、各段階を連続的かつ双方向的につなぐトランスレーショナル・リサーチ、（3）数年以内の臨床導入を目指した探索的基礎研究、（4）希少がん・難治がん等のアンメットメディカルニーズに応える研究開発等の、一般の競争的研究費のみでは十分に実施されないと考えられる研究、（5）その他、健康・医療戦略等の国家プロジェクトにおいてセンターに期待されている役割に資する研究をその使命とするものである。

2. 研究開発費の研究の対象範囲

研究開発費による研究は、がん対策基本法及びがん対策推進基本計画に定められた研究の推進に則し、①がんの原因究明やがんの発生・進展・転移の機構解明、②がんゲノム医療の推進に資する研究、③高度先駆的な予防・診断・治療技術の開発、④標準医療の確立と改善に貢献する研究、⑤サバイバーシップに関する研究、及び⑥がんに関する政策科学研究をその対象範囲とする。

したがって研究開発費は、我が国のがん対策の基盤となる研究領域を担うものとなるが、すべての領域を網羅することは困難であることから、基盤的領域の中で優先順位をつけて特にセンターが実施すべき事項に注力することとする。

3. 特に注力すべき研究基盤の整備・維持について

研究開発費では、特に注力すべき領域として、以下の研究基盤の整備・維持を長期的に行うこととする。

(1) バイオバンクの維持

ただし、バイオバンクを利用した研究に関する費用は含まず、研究費を別途獲得して実施する。

(2) コホートの維持

ただし、コホートから得られる試料等を利用した応用的研究に関する費用は含まず、研究費を別途獲得して実施する。

(3) コアファシリティの維持と共用

ただし、コアファシリティを利用した個別研究に関する費用は含まず、研究費を別途獲得して実施する。当面はインハウスの研究に対する支援とするが、今後、外部との協力のあり方について検討する。

(4) 後期臨床試験のためのデータセンター等の維持や長期フォローアップ体制の確保

JCOGについては、統合的に研究班を組織するとともに、既承認薬の効能追加などの試験も行うこととする。

(5) シーズ発掘・育成システムの維持

センター内外の革新的シーズを発掘し、早期に臨床導入を図るために適切なプロジェクトマネジメントを行うこととする。

(6) 有効な長期国際戦略の実践研究

がん医療・がん予防における国際リーダーシップ発揮のための長期戦略の策定研究とその実践・検証を行うこととする。